

議案第 20 号

墨田区中高層階住居専用地区建築条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 25 年 2 月 14 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区中高層階住居専用地区建築条例の一部を改正する条例  
墨田区中高層階住居専用地区建築条例（平成 6 年墨田区条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条各号列記以外の部分中「の各号に定める」を「に掲げる」に改め、同条第 1 号中「基づく」を「よる」に、「第 136 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号」を「第 136 条の 2 の 5 第 1 項第 2 号」に改める。

別表中「同表第 2」を「同表」に、「(5)項第 3 号及び第 4 号」を「(5)項第 2 号及び第 3 号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正により引用条文に移動があったことに伴い、所要の規定整備をする必要がある。